

件名	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
主管課	総務課
関係課	
改正対象	松前町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年松前町規則第7号）
根拠法令等	
改正理由	<ul style="list-style-type: none"> 基本報酬の額が月額で定められているパートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員の給与の支給日を一般職の職員の給与の支給日に合わせるため。 パートタイム会計年度任用職員が、通勤のために交通機関等を利用し、かつ、自動車等を利用する場合の費用弁償（通勤に要する費用）について規定するため。
改正の主な内容	<ul style="list-style-type: none"> 基本報酬の額が月額で定められているパートタイム会計年度任用職員及びフルタイム会計年度任用職員の給与の支給日を10日から21日に変更する。 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（通勤に要する費用）について、通勤のために交通機関等を利用し、かつ、自動車等を利用する場合の規定を設ける。
施行日	令和3年4月1日
【その他参考事項】	